

「社長」
の疑問に
お答えします

実務に役立つ 税務Q&A

税理士法人マイツ 税理士 川村忠男

みなし配当



個人が所有している非上場株式をその発行会社に譲渡したときには、譲渡による利益に対して、原則として譲渡所得ではなく、配当所得とみなされて課税されるということですが、他にどのような場合に、みなし配当とされるのか教えてください。

配当所得とみなされる場合

所得税法上配当所得とは、法人から受ける利益の配当（中間配当を含みます。）剰余金の分配等に係る所得をいいます（所法24）。

「みなし配当」とされるものは、一般的には利益の配当ないしは剰余金の分配とはいわないのですが、利益の配当又は剰余金の分配ではないものでも、その経済的な実質が利益の配当と変わらないものは、「みなし配当」として課税の対象とされています（所法25）。

みなし配当とされるものは所得税法25条において限定列挙されています。（下表参照）

（留意点）

平成13年度改正で、金銭その他の資産の交付がない場合のみなし配当課税は、行わないこととされています。

みなし配当とされる金額

この「みなし配当」とされる金額は、法人が、株主等に対し、下表に掲げる合併などの事由により金銭その他の資産を交付した場合において、その金銭の額とその他の資産の価額の合計額が、その法人の資本等の金額（資本の金額又は出資金額と資本積立金額の合計額をいいます。）のうちその交付の基因となったその法人の株式等に係る部分の金額を超えるときにおける、その超える部分の金額をいいます。

$$\text{みなし配当の金額} = \text{交付金銭等の額} - \text{資本等の金額 (資本金 + 資本積立金額)}$$

従前（平成13年3月31日以前）は、

- \1 利益をもって株式の消却をしたとき
- \2 利益積立金額を資本に組み入れたとき
- \3 解散により残余財産の一部を分配した後に、その法人が継続したとき又は合併により消滅したときにその法人の株主等に対してみなし配当課税が行われていました。現在は上述のとおり金銭等の交付がない場合にはみなし配当とされることはありません。

みなし配当（所法25）

みなし配当が生ずる場合 （金銭その他の資産の交付を受けた場合に限ります。）	みなし配当の金額（イメージ）
<p>q 合併（適格合併を除きます。）</p> <p>w 分割型分割（適格分割型分割を除きます。）</p> <p>e 減資（株式が消却されたものを除きます。）又は解散による残余財産の分配</p> <p>r 株式の消却（取得した株式について行うものを除きます。）</p> <p>t 法人の自己株式の取得（証券取引所の開設する市場における購入による取得その他の一定の事由による取得を除きます。）</p>	<p>交付を受けた金銭その他の資産の価額</p> <p>資本等の金額 （資本金 + 資本積立金額）</p> <p>みなし配当の金額</p>